

**情報通信審議会 情報通信政策部会  
放送コンテンツの製作・流通の促進等に関する検討委員会(第14回)  
ワーキンググループ合同  
議事概要**

**1 日 時**

平成30年5月10日（木）13時00分

**2 場 所**

TKPガーデンシティ竹橋 ホール7A

**3 議 事**

(1)自由討議

**4 出席者（順不同、敬称略）**

【構成員】《委員会》

村井純主査（慶應義塾大学）、新美育文主査代理（明治大学）、近藤則子（老テク研究会）、  
谷川史郎（東京藝術大学）、内山隆（青山学院大学）、大谷和子（日本総合研究所）、河  
島伸子（同志社大学）

《ワーキンググループ》

龍宝正峰（TBSテレビ）、阿部浩二（日本放送協会）、石澤顕（日本テレビ放送網）、清  
水賢治（フジテレビジョン）、土橋聰（テレビ東京ホールディングス）、藤ノ木正哉（テ  
レビ朝日）、井上治（電子情報技術産業協会）、木田由紀夫（衛星放送協会）、武田裕之  
(日本民間放送連盟)、土屋円（放送サービス高度化推進協会）、林正俊（日本ケーブル  
テレビ連盟）、福井省三（IPTVフォーラム）、吉田正樹（日本音楽事業者協会）、高杉健  
二（日本レコード協会）、溝谷哲也（日本音楽著作権協会）、椎名和夫（映像コンテンツ  
権利処理機構）、畠良（ヤフー）、関和智弘（ソフトバンク）、角隆一（日本電信電話）、  
宮地悟史（KDDI）、岩浪剛太（インフォシティ）、岡村宇之（日本映像事業協会）、笹平  
直敬（日本動画協会）、清水哲也（全日本テレビ番組製作社連盟）、木村直之（博報堂D  
Yメディアパートナーズ）、石川豊（電通）

### 《オブザーバ》

白鳥綱重（文化庁）、山田仁（経済産業省）

【総務省】鈴木茂樹（総務審議官）

### 《情報流通行政局》

山田真貴子（局長）、奈良俊哉（審議官）、鈴木信也（総務課長）、坂中靖志（放送技術課長）、三田一博（地上放送課長）、井幡晃三（衛星・地域放送課長）

【事務局】豊嶋基暢（総務省情報流通行政局情報通信作品振興課長）

## 5 配付資料

資料14-1 これまでの議論の整理

参考資料14-1 委員会（第13回）議事概要

関連資料① ネット配信システムに係る委員会（第9回～第13回）資料（抜粋）【構成員限り】

関連資料② 放送コンテンツ権利処理タスクフォース資料【構成員限り】

関連資料③ 放送コンテンツの適正な製作取引の推進に関する資料【構成員限り】

## 6 議事概要

### （1）自由討議

○ 資料14-1「1 モバイル向け同時配信について」から「3 その他 視聴データ利活用について」に基づき事務局より説明がなされた。

#### ◆ 意見交換

○ 【内山構成員】ご説明ありがとうございました。私の専門上、やっぱり10ページ目、11ページ目のデータ利活用のところはとても関心があるところで、半分感想めいたところですけれども、このページでやっぱりイメージしてくることは何かというと、例えばテレビの創成期、例えば日本でしたら昭和30年代。あるいは外国でしたら1950年代。視聴者測定システムというものを業界挙げてつくり上げたと思うんですよね。いろいろ議論はありますけれど、それに対してある程度、社会的信頼性があるから、多分その後の70年間のテレビの安定した構造というのはつくられたんだと思います。

これがインターネットの時代に入ってきて、ある程度インターネット広告の拡大ということが現実的に起きていますし、テレビの業界の方々がそこに参入するかしないか、また、経営判断ですか

れども、ただ、社会インフラとして考えていったときに、やはりインターネット広告というところがある程度信頼性あるものをつくっていかなければいけないということはあろうかと思います。また、そこにテレビの方々のやり方で入るようなしきけというのを考えていくことは、オプションとしては十分あり得るかなと思っています。

一般的な産業構造として、どんどん流通の中抜きというのがいろんなジャンルで起きていて、D to C、ダイレクト・トゥ・コンシューマーという形のこともいろんな分野で言われているところです。だから、純粋に広告だけやってというふうにならない時代がもしかしたら来るのかもしれませんので、そういう観点でも、もし放送事業者が視聴データを活用して新しいマーケティングモデルをつくっていく。あるいはインターネット時代の広告モデルをつくっていくといったときには多少、個社ではばらばらとやるよりは、ある程度、業界挙げて動いて、それこそ昭和30年代の視聴率システムのように、社会的な信頼性のあるシステムを構築していくという方向性を模索していくのはいかがでしょうかということを思っています。

現実には、特にネット広告はアドフラウドという問題も非常に顕著になってきていますので、そういう観点でも信頼性のあるインターネット広告、特に既存の放送事業者さんがその高い信頼性を生かしてつくるようなものというのは有効に作用するのではないかという感覚を持っておりますので、この10ページ、11ページにかかわるようなことに関しては、引き続きいろんな検討があるといいなと思っております。

以上です。

- 資料14-1 「4 同時配信における権利処理について」及び「5 放送コンテンツの適正な製作取引の推進」に基づき説明がなされた。

◆ 意見交換

- 【大谷構成員】ありがとうございます。実は前回の会合を欠席したこともあります、改めて膨大な資料を拝見して、十分に検討が進んでいなかったと思っていた事項についても、例えば文化庁さんのほうで相当な取り組みが進められているということのご報告をいただきまして、心強く感じているところです。

例えば関連資料2の6ページのところでご紹介いただきましたように、CDの管理楽曲が新しいデータベースではもう40万曲も増加したということで、昨年からの実証事業ということですので、まだ続くとは思いますけれども、このデータベースの整備というのはかなりの労力を要することでもありますけれども、積極的に取り組んでいただいているのは、今後のコンテンツの流通にとってもよい動きではないかと思っております。

これによってアウトサイダー的なものがどんどん減っていくということにもなると思いますので、

これが実証事業として何らかの財政支援のある間の取り組みに限らず、将来的にも管理楽曲を集中管理できるような仕組みを永続的に続けられよう、取り組んでいただくことがぜひとも必要ではないかと思っております。どんどん新しい楽曲も生まれてきますので、この文化庁の実証事業などを契機としまして、データベースというのはおそらくCD、レコード、音源などを必要とする全ての利用者にとって歓迎すべき取り組みだとは思うのですけれども、放送事業者にとって、放送コンテンツの配信の観点で、放送事業者にも、使い勝手を検証いただき、必要なコメントをフィードバックしていただくことも必要ではないかと思っております。

それは放送で利用されたコンテンツについてのクリエーターとかアーティストの実演家にとっての利用機会が増えていくということにつながっていくと思いますし、これまで管理されていなかったために、ちょっと使いづらかったものも積極的に放送として取り上げるだけではなく、配信に関する躊躇せずに配信していただけるということにもなってくると思います。これは、著作権制度ですか隣接権制度のそもそもその目的である創作者と利用者の双方にとってバランスのとれた制度というのを考えるよい取り組みだと思います。データベースを使い勝手がよくて、活用されるものにするためにぜひ放送事業者の方にもご協力をいただきたいと思っております。

ちょっと五月雨的になってしまいますが、全然違うところで申し上げます。ＮＨＫの試験的提供の結果についてあわせてご報告をしていただいたのですが、結果的には配信の許諾を得られなかつたケースについての実態が十分にわからないでいるために、より詳しい情報があるとありがたいということが前回多くの方からコメントが寄せられたということだと思いますけれども、私も全く同感でございます。特に使用料の請求が可能であった場合には配信可能となるのかどうかといったことについても確認していただくような、次回の試験的提供の際にそういう設問などもあらかじめ決めておいて、ぜひ詳細な結果を皆さんで共有させていただけるように実施をお願いしたいと思っております。

ひとまず以上でございます。

- 【阿部構成員】 ＮＨＫの阿部でございます。貴重なご意見、各先生からいただきありがとうございます。その15ページ、スライドの15に関してでございますが、若干ＮＨＫとしての考え方についてご説明というか、補足させていただければと思っています。

これにつきまして、権利処理タスクフォースの場でもお示ししてまいりました考え方でございます。ＮＨＫが取り組んでいる、この試験的提供というものは、常時同時配信の実施に向けたさまざまな課題について検証するという目的で行っているものでございまして、その検証項目の一つに当然、権利処理というものもございます。

その権利処理にかかる課題に関しては、個別具体的な、詳細を見ていくよりも、まずは全体としての傾向を正確に把握するということに意義があるというふうに考えまして、試験を設計いたしました。したがいまして、いわゆるふたかぶせについては、細部にわたって調べるということは、当初から意図はしておりませんでした。ＮＨＫとしての課題の意識としましては、ふたかぶせの理由の把握については、今回の調査で目的を達成できたというふうに考えているところでございます。

なお、この15のスライドの中で、権利者団体のご意見を聞く限り、なぜ許諾が得られないのか疑問だというご趣旨のもの、ございますけれども、これにつきましては、権利者の中には、番組出演者等、権利者団体に属していない方というのもたくさんいらっしゃいます。そうしたことから団体の理解が得られれば、全ての権利者から許諾が得られるというわけではないということもご理解いただければありがたいと思います。

それから、権利者のそういった方々、お一人一人によりまして、考え方はまちまちでございまして、一概に許諾が得られなかつた理由についても、一律で語るのはなかなか難しいというふうに考えておりまして、サービスのあり方、番組の内容等によりまして、都度変わってくるのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

- 【近藤構成員】今の阿部構成員のご説明ですと、いろいろ事情が違うので難しいというのはよくわかるんですが、毎年やってらっしゃる調査に予算という是有るわけですよね。そうすると、無償でお願いしないで、無償じゃない条件でやるということというのは想定されるんでしょうか。
- 【阿部構成員】今のところ想定しておりません。
- 【近藤構成員】でも、お仕事でやっている人たちのお立場からすると、実験であっても、何か対価を請求するというのは割と当然のことのように思うので、それは再度検討していただくのもいいではないかなと思うのですが、もし検討できる余地がありましたらご検討いただいて、有償であれば、もし協力する可能性がある、といった分野の人たちがあるのかということも今後は大事な視点になってくるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。
- 【阿部構成員】その点に関しては貴重なご意見をいただいたというふうに受けとめさせていただきます。ありがとうございました。
- 【河島構成員】前回も権利処理タスクフォース検討結果という、大変内容の濃い資料もいただきまして、拝見しますと、中にサブワーキンググループなどもあり、かなりの回数にわたって細かい点まで検証いただいたということ、今日改めてもう一度拝見しまして、感銘を受けました。それで、今日のところでのやや感想的な意見になってしまふのですけれど、ＮＨＫさんが今おっしゃられたように、実証実験についてもどういう方向なのか、位置づけられるということは伺いましたけれど

も、それが有償なのか、無償なのかという点もまだあれですし、それから、民放各局のビジネスモデルというのも今後徐々にお考えになるところだと思いますので、こういう方向で行かなければならぬといふような一義的な決め方というのは少々難しい局面かなと思っています。

ただ、一つずつ進めていくために、ぜひ協議の場ですとか、それから、情報共有の仕組みというものを、できれば協議会のような形が、あちらにつきましては、何でしたっけ。取引の適正化につきましては、私どもが想定していたよりもかなり早い、スムーズに検討する組織が立ち上がりましたように、こちらにつきましても、権利処理に関しましても、放送局の皆様と権利団体の方々で、意見交換の場と、あと、こういうふうに今なっています。なので、こうですといふような情報を交換していくような、そういう場というのをつくっていただくと、将来的にはよいのではないかなど思います。

それから、4つほど、先ほど事務局からこういうやり方があるということで幾つかご紹介がありました。そのうちの3つ目に拡大集中許諾のお話があったかと思います。それにつきましても、すぐにどうこうということではないけれどもというご説明がありました。

私、この委員会のほかに文化庁の著作権関係の審議会にもこの数年関係している関係から申し上げますと、私の記憶している範囲では、拡大集中許諾のことにつきましては、もちろん課題ではあるので、つまり、作品の活用という点からは各課題ではあるので、そのことについてご紹介があつたといふには記憶しているのですが、どちらかというと、その場の、基本問題法制度小委員会というところの場では、なかなかそれはすぐには難しいなというような反応だったことをよく覚えておりまして、北欧と英国の一部でこういうのがありますというような紹介だったと思いまして、北欧のような小規模の国であればできるかもしれないけど、日本みたいにそこそこの規模のある国で、つくられるコンテンツも山ほどあるような国で、なかなかそこまで踏み込むのはどうかなみたいな、そういう空気が流れたということは記憶しておりますし、仮に空気といいますか、仮にそちらの方向に移ろうということになったとしても、どこかに文化庁のコメントとしてあったと思しますけれども、その正当化根拠というのが法的にどういう理由づけでこういうことをやろうかということを著作権の委員会ではかなり審議しますし、実際にそれが本当に説得力を持つ議論なのかどうなのか、学術的にどうなのかも含めて、非常に、少なくとも2年や3年はかかる議論ですので、ここで紹介いただく分には結構かと思いますけれども、結構ハードルは高いのかなというのが今日のところの感想です。

【谷川構成員】いろんな議論を聞かせていただいて、こんな意見もあるということでちょっとお話しできればと思うんですけど、ものすごく丁寧にいろんなことを議論していただいて、だんだん私自身がこの出口、どこなんだろうかというのがわからなくなってしまいまして、2種類の議論をされていると思うんですよね。この同時配信系の世界で、なおかつ、データ活用のできるものと、

この権利処理という。

多分、権利処理のほうは肅々といろんなルールの整備というのはあるんだろうなと思うんですけど、この同時配信のほうは、何のために同時配信するんだろうかというところが、ずっと聞いていっているうちに、私自身わからなくなっているところがありまして、素直な感覚からすると、これだけいろんな機器が自由に使えるようになったら、テレビって同時配信で見れるんだよねというのが多分一般的なユーザーというか、普通に考えると、きっとそういうことを考える人が多くて、それに対して、例えば産業を振興していくにはどうしたらいいだろうかとか、ユーザーを保護するにはどうしたらいいだろうかというようなことを何か議論する枠組みなんだろうなと思って、意識して聞いているんですけども、どちらかというと、まだテクニカルな話にザーッとこの部分は行っているような気も、私自身、議論に参加していて、ちょっと戸惑いを今、感じています。

それで、実は別のところで、ここを議論していて、私自身がちょっとドキッとしたのは、制度をしっかり作ろうという中で、例えば日本にも検索エンジンをトライしていたところはあったのですが、著作権の議論をしている間にストップして、5年ぐらいとまっている間に、誰ももうついていけなくなってしまいましたとか、やはりY o u T u b eのようなサービスをいろいろ考えていたのですが、個人情報保護の問題を考えているうちに、おもしろい映像は全部なくなったので、結局、ユーザーが見に来なくなってしまい、サービスごとなくなってしまったというようなことが起こらないように、我々どうするのかということを考えないといけないのかなという気がします。

その中で、これも乱暴な話になってしまいますが、この視聴データと呼んでいるものの性質も、多分今はどの番組を誰が見ているんだというぐらいの枠の中で、ひょっとすると問題を捉えているかもしれないのですが、どういう顔の表情で番組を見ているのかがもうとれる時代に入っていて、一体何に反応するのかというようなところまで見えててしまうときの視聴データというのは、我々どう対処すべきなんだろうかとか、従来の視聴データと呼んでいるような世界観よりも、もっと深いところに今、現実が動き始めているような気もしました。

そうしたときに、しっかりした枠組みを一生懸命考えていると、世の中の動きについていけなくなっちゃうところが出たりしないだろうかと。そういうことはどんなふうに考えたらいいんだろうかみたいなことをもう一回、頭を整理したほうがいいのかなというふうに、一連の流れを聞いていて、当事者として参加しているながら、ずっと悩みながら聞いていますということで、私自身、答えがない、非常に乱暴なコメントになっているのですけれども、ご参考までにということで申し上げました。

- 【吉田構成員】自由討議ですから、立場を忘れて感想を述べたいと思います。これから権利処理に関しては、図上演習でやっていくということですよね。今はまだ緒についたばかりだと思いますけれども、やはり試験的提供Bというのはすごい大事な役割を示すと思います。ですから、割と私ど

もに最初から許諾が得られなかつた理由をもっとクリアに教えていただきたい。そのことによって私どもの取り組み方が大きく変化すると思います。たとえば先ほどご意見出ましたけど、これはずっと無償でということでやられていますけど、これ、有償でやるという選択肢もあるじゃないですかとか、あるいは、現在これはサイトを開くと、「見逃し」と「同時」の画が出てきまして、同時は自然に始まってしまうのですね。見逃しに来たのか、同時に来たのか、それはちゃんと区別したほうが科学的な実証データとれると思うのですが、今のこの試験では必然的にそのサイトに来られた方は同時を見たということのデータになると。

ですから、そういうところも一つ一つ、もう少しこれをベースにしてしっかりとした議論を問題点が浮き彫りになるような実験をぜひお願いしたいと思うのです。この場で議論するベーシックな話として重要だと思います。その辺ももう少し突っ込んで、やはりデータを開示していただきなり、あるいは足りない点をもし次回、実験があるとするならば、ここでの議論を踏まえてやっていただくというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

- 【阿部構成員】貴重なご意見ありがとうございます。参考にさせていただきます。
- 【内山構成員】権利処理のほうにかかわらせていただいて、また、実演のサブワーキングもやらせていただいたので、半分、振り返って感想的なところがありまして、ずっとあるように、図上演習で動いていたんですよね。前提条件は何だったかというと、NHKさんは基本的にやりたいなど。同時配信をやりたいなという方向性。民放さんはまだわからないという前提条件で全ての議論を進めていたというございました。

そのサブワーキングの一番最後のところでも出てきた問題だったのですが、例えば実演のほうのアウトサイダー問題。例えば過去番組の行方不明者問題といったときに、NHKさんの試験Bを見る限り、相当ごく少数、あるいはかなり限りなくゼロに近い数字かもしれないから何とかなるだろうという考え方もありましたし、でも、厳密にゼロでないことによる、その対処は当然必要だから、またその手間暇、コストみたいなことがかかるよという意見もあって、そこまではさすがに詰め切れなかったのですね。これは実験、図上演習としての限界だったと思うのです。

例えばですが、この先、NHKさんはやりたいという前提、あるいは民放さんはまだわからないという、この前提が崩れたときに、また再び状況を確認し合える場というのは想定しておいたほうがいいのかなというふうには思っています。例えば想像以上にやっぱり民放さんは手間がかかりますよという話が出てくるようであれば、また何か考えなければいけないフェーズがあるかもしれませんし、いや、予想していたとおり、大した手間じゃなかったということが情報共有できれば、またそれはそれでよいかと思いますので、その情報共有の場というのは将来的にはまた考えなければいけないのかなというふうには思っております。

あと、これは私は間接的になってしましますけれども、もう一方の音楽のアウトサイダー問題に

関しては、基本的にレコ協さんが頑張るというふうにおっしゃっていただいている、それはとても評価したいなと思っています。なかなかこういう場面とか、あるいは特に法律家の方々が多い場面だと、なかなかそれを理解してもらえないのです。やっぱり物事を処理するための時間という問題があると思うのです。特に放送ですから、非常に限られた時間の中で物事を処理していかなければいけないということは多いと思います。そのワークフローの合理化ということに関して言うと、やっぱり過去、例えば作詞作曲に関しても包括処理してきたという流れもありますので、その包括で処理できるということと、その時間という観点の合理性というのは強いと思うんですよね。

そういう意味で、ネットに関してはまだまだアウトサイダーが多い状況だと思うのですけれども、それに対してレコ協さんは頑張るとおっしゃっていただいたのは、とても心強い方向性だというふうに考えています。

- 【大谷構成員】ありがとうございます。今、内山先生が時間的な要素ということをお話になつたので、質問をさせていただければと思います。放送番組の配信に当たって、やはり不明権利者の探索や裁判制度の利用にあたり時間的なタイミングが合わないということも一つ課題として挙げられていたとは思います。実務的には、例えばまとめて事前に配信時期が未定の状態でもあらかじめ申請だけをするというような何か解決方法のようなものというのが議論になっていたのであれば、少しそのあたりをご紹介いただければと思います。権利者団体のほう、文化庁の方がお詳しいのであれば、ちょっと一言解説いただけますと助かります。内山先生がおっしゃった時間とは違う意味での時間なのですが、処理の時間的な問題の解決ということで役に立つヒントがいただけるのではないかなど思いますので、差し支えなければお願ひいたします。
- 【白鳥室長】文化庁でございますが、裁判制度につきましては全く、いつどのような著作物を使うかわからないといったものであれば、全く利用状況について予想が立たない状況にありますから、それについての補償金が幾らだということは出せませんので、その場合は無理なのですが、ただ、将来的にこの著作物をこういう場面でこれぐらい使いたいといったことが、あらかじめ明確なであれば、将来の分も含めてまとめて申請をするということは可能になっておりますので、その場合には、その時に毎回申請を行わなければならないというものでは必ずしもないということでございます。
- 【大谷構成員】はい。どうもご説明ありがとうございました。裁判制度もどんどん進化しているということですので、実務的に可能な仕組みはどんどん利用していくことも考えて、それで足りない部分が、何があるのかというのを、例えば1年後に考えたときにはまた違うものが出てくるかもしれませんし、今後とも絶えず検証するようなことができれば、この検討がストップしないということが何より大事なのではないかと思っております。

権利処理の前のところ、トラフィックの需要推計のところについても、かなり詳細な机上検討を

していただいたということで、非常に興味深い資料をいただいております。この総務省の事務局のまとめも、やはり机上検討では不十分な点も多いので、実証事業を通じて、そのモデルの精緻化とデータの蓄積が必要だということのご指摘があったところです。需要の推計については、情報の非対称性があるなど常々感じているところでして、放送事業者は、その配信するコンテンツの特性ですとか、どの程度視聴者から支持のあるものをどういうタイミングで出すのかといったことについての情報をお持ちですし、通信事業者におきましては、そのトラフィックの管理について技術的な余力の捻出の仕方とか、いろいろノウハウをお持ちでありますし、そういったそれぞれ持っている情報というか、専門性を相互に協力し合って、この需要推計をより精度を高めていく努力をする必要があるのではないかと思っております。行政のほうが実証実験をするということであれば、ぜひそれぞれの持っている課題、自分にはわからないものの、相手が知っているだろうといったことについて、積極的に持ち寄って、情報の非対称性を乗り越えていくことが望まれていると思っております。

この検討会はどうしても制作する側、そして、流通させる側、そして、クリエーターの権利を管理している側というように、それぞれの利害を代表して集まってきた感じになってはおりますけれども、視聴者にとって、より広く視聴機会を拡大し、世に届けるために、乗り越えなければいけないポイントが、この需要コントロールということだと思いますので、引き続きそのための行政への支援を強く求めたいなと思っております。

そして、行政の取り組みの視点なのですが、実験のCには、ローカル局が熱心に手を挙げてくださいって、顧客のデータなどの利活用について先鞭的なプレゼンをしてくださったことを興味深く伺ったわけなのですが、やはりローカル局が参加しやすい仕組みを引き続き設ける必要がありますし、ローカル局ならではの地域の特性を生かした取り組みといったものに必要な支援が優先的に分配されるような仕組みを考えて、実証実験の募集をかけていただければと思っております。

以上です。

- 【新美主査代理】今のご意見に触発されたわけではありませんが、その試験的提供Bについて、やっぱりもう一度しっかりと新たなものを考えたほうがいいのではないかということの意見です。と申しますのは、知的財産権というのは非常に重要視されていると。これは世界的な兆候です。それがマーケットに乗るというときに、やっぱり一番のポイントは、対価があるかないかだと。これこそが一番のポイントなんですね。ところが、この試験的提供Bでは、対価の問題は抜きにして、使わせてくださいというお願いですから、これは権利の、要するに、マーケットにおける取引がどうなるかというのは全く視野に入っていない。それで、ふたかぶせがあるから大変だといったって、何の説得性もないということになります。要するに、マーケットを無視した交渉ですから。

ですから、そういうことを考えた上では、現実には対価を払うという前提で使わせてくれますか

どうかと。それでノーと言ったら、その理由を追求する意味はありません。これはもう個人の自由ですから。同意をするかどうかは、もう個人の全くの好みです。ネットは嫌だというだけでも拒絶ができる。それは権利者の権利なわけです。

基本的には双方の合意でもって、こういった知的財産権の利用。利用させる、させてもらういうことが成り立つわけですので、その辺で、嫌だということの理由で、金は払わないということが一番大きなファクターになっているので、それ以外の理由は要らない。現実には。それはマーケットの論理だと思うんです。ですから、それがこの試験的提供Bでは見えてこないと。これでふたかぶせが多いということが出たとしても、ああ、そうですかと。合意をベースにした原則の例外をつくりましょうという議論にはなっていかないんですね。

ですから、その意味では、今、内山先生もおっしゃったように、円滑な権利処理。まさにそれをするためには包括的、要するに、アグリゲートしていくと。これはもうまさに合意のとり方の合理化なんですね。それはそれでいいとして、それで足らない部分をどうやって例外的な措置をつくるのか。そのときに例外的な措置をつくるときでも、その必要性はどこにあるのか、根拠は何なのか。それから、それを認めた場合に不利益をこうむる人の不利益を最小化しなきゃいけない。さらには、例外をつくるときには限界はどこですかと。そういうことをきちんと議論せざるを得ない、あるいはしなければいけないと思うのですが、そのデータがこれまでないですし、これをもう少し詰めていかないと、権利の処理については十分な方策は出てこないんじゃないかなと思うんです。

今見えているのは、包括化、アグリゲートしていくと、これは非常に重要な手法だと思いますが、それをして、なおかつ、できないときにどうするかという議論には、いま一歩入り込めないという気がいたします。

それから、放送事業者の方々は、報酬請求権でどうだという話がありますが、これは現在のような知的財産権が重要だという社会的な認識がある場合に、本当にこれ、憲法違反にならないのかと。そういう問題すら出てくるというふうに私は、一人の法律家としては考えています。

放送というものがそれこそネットに、かつては放送以外にはみんなに情報を伝えるときはありませんでした。今そうではなくなってきてるときに、放送だからということで言えるかどうかということですね。ですから、権利が非常に重要視されてきている中で、その処分について権利者の意思をどこまで制約できるのかということを考えていかないと、制度設計は非常に難しくなるのではないかとそういうふうに私は思っております。

ですから、今の出てきた方向の包括化ということは非常に重要な進歩だと思いますので、これをまずうまく流れるようにしていくというのが大事だと思います。これは私の一法律家、自由討論ですので、自由に発表させていただきました。

- 【近藤構成員】けさのNHKニュースの中に、中国でドキュメンタリー動画を配信している竹内さ

んという方のニュースをごらんになった方、いるでしょうか。個人の方が10人ぐらいのプロダクションを持って、中国から配信している。多分Youtuberと呼ばれる人たちがこれから、小学生に将来何になりたいかと聞くと、Youtuberになりたいという方が大変多いそうですから、そのコンテンツをつくる側の人たちのありようというのも、とても小規模なものだったりとか、小さなものにどんどんなっていくような時代になっている中で、権利処理のシステムというのがもっと簡素で、かつ、きちんと経済の仕組みとして、お金がちゃんともうかるお仕事なんだというふうに若い人たちに思ってもらえないとい、そういう業界全体の将来性というのもきっとないのではないかなど。若い人たちが、自分が将来こういう仕事についてみたいと思う仕事になってもらえるようなビジネスモデルというのを今考える時なんだろうと思いました。

ですから、できるだけ若い人たちだけではなくて、それこそ、今、定年退職後の高齢者の方たちの第2のお仕事としてもコンテンツ作成というのはすごく欧米では盛んで、アメリカでも、ご夫妻でどんどん配信してらっしゃって、成功してらっしゃるような事例もたくさんあるようですから、日本もきっとそういうふうになっていくと思いますので、そんなときに権利処理がもっとシンプルであってほしいというふうに心から願っています。

以上です。

- 【内山構成員】何回も済みません。人様の実験にいろいろ注文ばかりつけるような話で恐縮なんですが、それでも、トラフィックの問題で、当然我々が知りたいことはピークなんですよね。そのピークが今のインフラでいなせるかどうかということは当然知りたいわけでして、もし総務省さんがこれから本当にその実証実験をやることであれば、まさしくそのピークを狙うような形で、しかも、ある程度宣伝もしていただいて、本当にピークを試すといいますか、トーチャーテストみたいな意識でやっていただけるとよいのかなと思います。

というのは、別にこれはNHKさんを非難しているわけではなくて、過去3回のNHKさんの同時配信も、学生に聞くと知らないんですよね。やっていること自体そのものが。そこからピークを図るというのはなかなか難しいと思っていますので、せっかく実験をやるんだったら、本当にトーチャーテスト的にやっていただけるといいのかなというふうに思います。

- 【椎名構成員】権利処理の円滑化ということ、我々は権利者団体ですので、権利処理が少しでも早くできるようにする、集約化も進めるということは権利者団体の仕事ですから、それに関しては、一生懸命コストもかけてやっていくという部分で申し上げると、実演の権利処理の場合に、権利者団体側の努力だけでは完結しない部分があるわけです。タスクフォースの検討結果を見ていただくとわかるのですが、実演の権利処理というのは、実演家リストを添付した上で申請をするという形をとっています。

そこで放送と配信の間がどんどん縮まっていくと、究極は同時配信で、放送と同時に配信するの

だから、当然ながら放送と同時に権利処理ができなきやならないという話で、既に見逃しであったり、あるいは海外番組販売の早期化みたいな文脈の中で、リストが準備できないから、出演時に実演家から直接許諾をとりましょうというような、ちょっと変則的な運用がされています。そのことについて我々は、その後きちんと許諾申請が出てきて、やっていけるということを前提に納得はしているわけですけれども、権利処理の円滑化といったときに、放送局さんも多少努力していただきたいなということがあります。実演家リストを出すのに3営業日くださいという話があって、ずっとそのような形できていて、だから、許諾を現場でとっちゃえというような話になっているなんだけども、コンピューターでいろんなものが管理されている時代に、リストなんてすぐできるはずなんですよ。権利者団体も、先ほど褒めていただいた権利情報の集約化とか、一生懸命そうやってデータベースの整備をするわけですけど、片方だけ努力してもなかなか円滑化というのはできないわけで、そこら辺は放送局さんももうちょっと努力していただいて、円滑化に資する方向での制作環境の整備みたいなことにも、少しは光を当てていただければなと思います。それだけ。

- 【河島構成員】第1部というときにご紹介あった、その他の視聴データ利活用についてのところで、特につけ足しは何もないんですけども、まさにここに書いてあるとおりだと最初からすごく個人的に強く信じておりますし、民放放送局の今後にとって、こういう視聴データをより正確に捉えて、視聴者のオンライン上で、あるいはオフラインも含めての行動をトラッキングしていく、マーケティングのターゲットとするということはもう本当に、今後、商売の根幹にあってもいいのではないかというふうに個人的には思っています。余計な話かもしれませんけれども、ぜひこのところを考えていきたいと思います。

視聴者のプライバシーの保護というのはまたちょっと別の問題としてあるかとは存じますけれども、もう後戻りできないような状況ではないかと思います。

以上です。

- 【村井主査】ありがとうございます。

そのほかのご意見いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしますと、大変貴重なご意見、自由討論ということで、少し踏み込んだご意見も含めていたいたいかと思いますので、今日のところはこの辺で閉めさせていただきますけれども、引き続きいろいろなご意見はまた事務局にお寄せいただければと思います。

私からも幾つか出た議論に関しての述べさせていただきたいと思うのですが、最初の同時配信にトラフィックのピークがわからなきやいけないとかそういうことだと思うんですね。それで、おしゃるとおりなんですけど、今までのずっとインターネットの歴史を見ていくと、やっぱりいろんなビジネスがというか、アプリケーションですかね。サービスが変わることに、非常にドラスティックに変わっていきます。前回も申し上げましたけれども、インターネット全体のトラフィックの

中でビデオストリームのトラフィックがどのくらいのレッシーを持っているかというのは、通信機器メーカーのシスコですけれども、シスコのプロジェクトというのは非常にいろいろな未来予測を大分しまして、特に映像データの割合というのはずっと追っかけてきたのです。

これはそういう製品をつくらなきゃいけないという必然性があるのですが、それほど外れてないという、大きなマクロの流れですが、我が国にとってみると、この同時再送信のようなものがある規模を持っていくと、やっぱり2つのことが大事なことになってまいりまして、それはトラフィック全体のレシオというのと、それから、これは局所性ですね。地方の放送事業者が県で分かれていますので、こここのところの動きというのは、インターネットは大体フラットなんですよね。それで全国。それで、それが県ごとのビヘービアが変化をしてくるだろうというようなところが特徴になってくると思うのです。

このあたりが、つまり、追求しなきゃいけない。つまり、今までの知見に加えて追求しなきゃならないところではないかと思いますので、この辺が同時にやらなきゃいけない。この背景には、さっきの谷川さんの話のようなことがあると思いますけれども、つまり、これは一体全体何のために、これ、やっているの？ みたいな話があるんだけど、一つは、私は地方が、どういうふうな国になっていくの？ というのは、これは今、ナショナルミッションですかね。このこととどういうふうにかかわるのかということが重要だと思います。これ、県ごとに動いているというのは大変そういった議論の中にはまりやすい議論でしょうと。それで、その中でこの放送事業者がどういうふうにするかということは、広告ビジネスがマーケットとしてどうやってインパクトを持つかということに大変大きくなると思うのです。

それで、それが視聴データのことだと思う。視聴データに関して、私、2つ思っていることがあって、一つは、私が別の内閣のほうでやっているオープンデータの関係ですね。これも県ごとに、国の省庁というのは大体できたんです。県ごとにきちんとオープンデータを整備してねというのを大分かけて、ついに全部の都道府県がオンになったんですよね。というわけで、こここのところが大変重要な状況に、背景にあるので、そうすると、県ごとに、例えばマーケットのデータとか、広告主が県をベースにビジネスをやっているとすると、その視聴データとその関係、マーケットの関係というか、地域の関係ですよね。これを結びつける準備が整ったみたいなことだと思うんですね。そうすると、このことがやっぱり、先ほど申し上げたようなところの放送の特徴である地域や地域経済とか、そういうところとのマッチングというのが大分強くなるようになったという、このオープンデータとの連携みたいなのも大変重要なことではないかと思っています。

それからもう一個は、さっきご指摘があった、これはビジネスなんだから有効に利用しなきゃだめだとおっしゃったご意見出ましたけれども、私はこれの整備みたいなものが、ここの議論では大変重要なことは思うんですが、うかうかしていると、誰かにとつていかれますね、これ。この

データは。つまり、視聴のデータというのはいろんな形で実はとり得るんですよ。それで、これをきちんと使って、それから、信頼性のあるデータにしていくということは、多分当事者がやられたほうがいいと思いますね。

それで、そうでない方法で、この視聴のデータを記録して、利用していくということは、ほかの人ができないわけじゃないと思うんですよ。幾つかの方法で。したがって、さっき、どんな顔の表情で見ているかをわかるなんていう。つまり、そこまでできる時代にあるとき来たら、誰が何を見ているのかなんて誰かがわかつて、それを利用したマーケティングというのはほかの人がやってしまうかもしない。

ほかの人気がやっても、さっきの経済の論理からいけばいいのだと思うけど、ただし、その質の高い視聴データをどういうふうに利用するのかということは、これはかなりクオリティ、今、問題になっているのは、マーケティングデータというのをフェイクデータで攻撃するというようなことが起こっているんですね。こういうことを防いでいくという仕組みというのは、できるだけ当事者がかかわって、きちんとした質を保証するという体制をつくるということが多分重要だと思うので、データ利活用というのは、この当事者、つまり、今、ステークホルダーがここに集まっている方たちの中で、きちんと考えるという価値があるのではないかと思っています。

それから、権利処理関係はもうたくさんのご意見いただきましたので、基本的には同時配信というのはそういうインパクトを持っているわけですから、そのことに準じた権利処理の体制ができ、この答申はもうすぐ夏までに1回出すわけですけれども、その後に、今日も何人かのご指摘、委員の方からご指摘ありましたけれども、どういう体制で、サステナブルな連続した体制やそういうことを変化してくれば議論する。こういうことを、あるいは何かが起こればチェックする。それで、何か約束ごとがあるのなら、それが守られているかどうかを調べていく。こういうような体制を、やっぱり持続的な体制をつくるということは、この委員会のミッションは夏までですけれども、その中で、重要性をきちんと伝えるというのは大事ではないかなと。今日お話を伺っていて思いました。

さっき河島先生からも大分時間がかかるのではないかとのお話がありましたが、時間はかかるかもしれないけれど、一方では、このインパクトやマーケットに対する重要性ということを考えると、やっぱりスタートをしなければいけない。スタートをしていくということは、冒頭申し上げましたように、過去のインターネットトラフィックとかそういうことから言うと、はっきり言って、予想はある程度できるけど、何が起こるかわからないみたいなことが、どんどん技術は発展するので、起こってくるのです。

そういう意味では、先ほどの実験が、内山先生の学生が知らないんだよねと言ったけど、それはそうですね。知らないように実験しているのだから、そうですよ。それで、ステルスみたいなね。

だけど、これは本当にピークが来たら、ぶつ潰れちゃうかもしれないから、とりあえず何が起こるか見てみようというのが今までの実験だったと思うのですね。

それで、おっしゃるように、やっぱりこれはもう少し実実験というか、かなり実業に近い、多少のリスク、ピークを打つということはパンクのリスクがあるのです。したがって、それはかなり見たくないというのは思いながらやるのだけど、でも、もうどこかの時点では、そのピークをやらなきゃいけないですよ。いろいろなメッセージのパンクというのは、例えば大みそかのカウントダウンのときにどれだけのトラフィックがさばけるかというサービスをいつももう死ぬ思いでやっているオペレーター、いっぱいいるのですが、そういうのに近い実験か、あるいは実務か、実オペレーションか。そういうことをそろそろやっておかないと、オリ・パラみたいなことを少し想定したとすると、かなり急ピッチに始めなきゃいけないです。

というわけで、そのようなタイムラインも少し考えながら、いろいろな皆さんのご意見を集約して、体制を整えて進めるのが必要ではないかと私も思いました。

というところで、それでは、もし最後に、今日これ、言っておかないと気分悪いという方はぜひ言っていただけチャンスをつくりたいと思いますけど、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

## (2) 閉会

【村井主査】それでは、今ご説明があったようにかなり詰まった話になるかと思いますけれども、ぜひ構成員の皆様にはご協力をいただいて、先ほどの、今のところ5月15日を区切りとしたいとは事務局からお話をありましたけれども、皆様のご意見もいただければということを私のほうからもお願いしたいと思います。

それでは、以上をもちまして、14回の委員会を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。 それでは、本日はお忙しい中、活発な参加をどうもありがとうございました。  
これで本日の会議を終了したいと思います。

以上